令和5年９月20日

横浜市環境創造局みどりアップ推進課

「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則」等の一部改正に係る意見公募要領及び改正概要について

申請手続きの簡素化を目的として「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則」等の一部改正を予定しています。

つきましては、広く市民・事業者の皆様から御意見をいただくため、次の要領で意見公募を行います。

１　　意見公募期間

令和５年10月2日（月）から令和５年10月31日（火）まで（必着）

２　　意見提出方法

「意見提出用紙」に御記入の上、次のいずれかの方法により御提出をお願いします。

（１） 電子メールの場合

電子メールアドレス：ks-ryokkaseido@city.yokohama.jp

　　　※　件名の文頭に【意見公募】と表記してください。

（２） 郵送又は持参する場合

郵便番号：〒231-0005　横浜市中区本町６丁目50番地の10　27階

　　　横浜市環境創造局みどりアップ推進課公園緑化協議担当　あて

（３） FAXの場合

FAX番号：045-224-6627

　　　横浜市環境創造局みどりアップ推進課公園緑化協議担当　あて

３　 注意事項

（１）御意見は、「意見提出書」に日本語で記入してください。

（２）御意見を正確に把握するため、御電話での意見提出は御遠慮ください。

（３）いただいた御意見に対し、個別の回答はいたしかねます。あらかじめ御了承ください。

（４）いただいた御意見の内容については、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する場合があります。

（５）御意見に付記された個人情報については、本案に対する意見公募に関する業務にのみに利用させていただきます。

（６）その他の個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従い、適切に取り扱います。

４　 御不明点に関するお問い合わせ

　横浜市環境創造局みどりアップ推進課公園緑化協議担当　あて

　　電話：045-671-3946

FAX：045-224-6627

裏面あり

**「**横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則**」等の一部改正について（改正概要）**

１　　改正の趣旨

　　　横浜市では、都市緑地法に基づき、地区計画等の区域内において建築物の緑化率の最低限度を条例で定め、市民・事業者の皆さまの御協力の下、地区計画区域の緑化を推進してきました。

当該制度は導入以降、区域の緑化に一定の効果を発揮してきた一方、他の類似制度との重複申請の増加により手続きが煩雑になるなど、運用上の課題を抱えています。

そこで、申請手続きの見直しを行い、手続きの簡素化・円滑化を図ることを目的に制度改正を行います。

２　　改正する法令規則等

・横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及

び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（以下、「規則」という。）

・横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及

び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱（以下、「要綱」という。）

３　　主な改正点

　　　【規則】

　　〇適用除外の許可書交付後の計画変更に伴う申請について、取り扱いを条文に追記しました。

　　〇適合証明通知書交付後の計画変更に伴う申請について、取り扱いを条文に追記しました。

　〇申請書に添付する図書（別表第１及び別表第２）について、写真及び撮影位置図を追記し、併せて敷地の求積図及び面積算出表を削除しました。

【要綱】

　〇次の２つの制度が適用される場合、両制度の適合証明申請をまとめることができる様式に修正しました。

　　〈適用される制度〉

　　　・都市緑地法第35条若しくは第36条

・横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第19条

４　　施行予定日

　　　令和６年４月１日

５　　添付資料

・横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及

び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（新旧対照表）

・横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱　本文・様式（新旧対照表）